

令和2年度（平成31年及び令和元年分相当分）

市民税・県民税申告書

（上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書）

氏 名 _____

1. 確定申告した(予定含む)上場株式等の所得

| | | | 住民税の源泉徴収税額 |
|-------------|-------|---|------------|
| 上場株式等の配当所得等 | 総合課税分 | 円 | 円 |
| | 分離課税分 | 円 | 円 |
| 上場株式等の譲渡所得等 | | 円 | 円 |

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります（所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません）。
※上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

2. 申告する番号に○をつけてください。

(1) 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。

(2) 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では下記の所得といたします。

| | | | 住民税の源泉徴収税額 |
|-------------|-------|---|------------|
| 上場株式等の配当所得等 | 総合課税分 | 円 | 円 |
| | 分離課税分 | 円 | 円 |
| 上場株式等の譲渡所得等 | | 円 | 円 |

(2) は以下の例の場合に使用します。

例 確定申告で分離課税した配当所得を住民税では総合課税で申告

(注意事項)

- この申告書の申告期限は市民税県民税納税通知書が到達するまでです。その後のご申告は一切お受けいたしかねますのでご注意ください。
- 市県民税で源泉分離（申告不要制度）を選択した場合、市県民税で配当割額控除、譲渡所得割額控除の適用はありません。
- 納税通知書が届いたのちに課税方式を変更することはできません（過年度分も同様です）。
- 特定口座に受け入れた所得であっても、市県民税があらかじめ特別徴収されていない所得は申告不要にできません。
- 特定口座の譲渡損失を申告する場合、同一口座の配当所得等もあわせて申告しなければなりません。同一口座内の譲渡損失と配当所得等は、どちらか一方のみ申告不要とすることはできません。
- 所得税と市県民税で異なる課税方式を選択した場合、医療費控除、譲渡所得の繰越損失額等について、所得税と市県民税で控除額等に差異が生じる可能性があります。